



### 特許法三五条は職務発明について

特許を受ける権利が当該発明をした従業者に原始的に帰属することを前提に、職務発明について特許を受ける権利および特許権（これを併せて「特許権を受ける権利等」との帰属およびその利用に関して、使用者と従業者のそれぞれの利益を保護することともに、両者間の利害を調整することを図り、これにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とした規定である。同条は、使用者が従業者の職務発明に関する特許権について通常実施権（注を有すること（一項））に従業者がした発明のうち職務発明以外のものについては、あら

かじめ使用者に特許を受ける権利等を承継させることを定めた条項が無効とされる（二項）、その反対解釈として、職務発明については、そのような条項が有効とされること、従業者は、職務発明に関して使用者に特許を受ける権利等を承継させたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有すること（三項）、その対価の額は、その発明により使用者が受けるべき利益の額およびその発明につき使用者が貢献した程度を考慮して定めなければならない（四項）などを規定している。

つまり、使用者は、職務発明について特許を受ける権利等を使用者に承継させる意思に従業者が有しているか否かにかかわらず、使用者があらかじめ定める勤務規則その他の定め（以下、勤務規則等）において、特許を受ける権利等が使用者に承継される旨の条項を設けておくことができるのであり、また、その承継について対価を支払う旨および対価の額、支払時期等を定めることも妨げられることがない。しかし、いまだ職務発明がなされておらず、承継されるべき特許を受ける権利等の内容や価値が具体化する前に、同条の趣旨および規定内

## 職務発明と知財立国

容に従いつつ、あらかじめ対価の額を確定的なものとして定めることができないうちは明らかなので、勤務規則等に定められた対価は、これが同条三項、四項所定の相当の対価の一部に当たると解し得るとしても、それが直ちに相当の対価の全部に当たるとみることはできないのであり、その対価の額が同条四項の趣旨・内容に合致し、初めて同条三項、四項所定の相当の対価に当たると解することができるのである。したがって、勤務規則等により職務発明について特許を受ける権利等を使用者に承継させた従業者は、当該勤務規則等に、使用者が従業者に対して支払うべき対価に関する条項がある場合においても、これによる対価の額が同条四項の規定に従って定められる対価の額に満たないときは、同条三項の規定に基づき、その不足する額に相当する対価の支払を求めることができると解されている（最高裁判例）。

以上が本年一月二十九日の東京高裁判決の考え方である。  
 一〇〇億円を青色発光ダイオード（LED）の発明者・中村修二氏に対し支払うよう日亜化学工業に命じた本年一月三〇日の東京地裁判決はた

し認定は六〇四億円、原告の請求が内二〇〇億円という一部請求だったのは、この相当の対価の支払いを命じたものである。この判決によって、産業界には激震が走った。各社は発明に対する報奨金の上限を撤廃するなど制度を拡充してきたが、今回認められた金額は、制度を見直してにも追いつけないほどの高額である。相当の対価は海外債務との指摘もある。これでは日本国内で研究開発する企業はなくなるとの警告すらある。他方、取得した特許がどのくらい利益を生み出すかを示す指標である「特許収益性」は、先進五か国の中で日本が最低である（経済産業省、知的財産戦略指針）。

特許法三五条の改正が本格的に国会で行われ、特許庁のホームページに閣議決定された法律案等関連資料が掲載されている。知財立国と言いつつ、研究所空洞化現象が発生するのは、なんとも皮肉なところである。国も、産業界も、打開策を見つける知恵を出さなくてはならない。（注）ここでは、実施料を支払わずにその発明を実施できる法定通常実施権のこと